

計 画 書

阪神間都市計画土地区画整理事業の変更（尼崎市決定）

都市計画穴太土地区画整理事業を廃止する。

名 称	位 置	面 積	備 考
穴太土地区画整理事業	尼崎市東園田町二丁目、 四丁目、五丁目の各一部	約 9.3ha	当初決定 昭和 42 年 11 月 14 日

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

本地区は、将来、市街化すべき区域として、市内及び他都市との交通連絡促進のための道路その他公共施設の整備を行うとともに宅地の造成を行い、本地域の健全な市街化と宅地利用の増進を図るため、昭和42年11月14日付け建設省告示第3810号により、尼崎都市計画穴太土地区画整理事業として都市計画決定した。

事業着手にあたり、関係権利者の理解が得られなかったため、都市計画道路尼崎豊中線を街路事業で整備したことから、これまで、事業着手に至っていない。

このたび、社会経済情勢や土地利用の状況等を踏まえ、必要性及び実現性を検証した結果、穴太土地区画整理事業区域を廃止するものである。

計 画 図 S=1:2,500

阪神間都市計画穴太土地区画整理事業の変更（尼崎市決定）



凡 例

変更(削除)区域

